

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等
に関する試行について

東北農政局

東日本大震災の復旧・復興事業の進捗に伴う宿泊需要の急増や宿泊施設の被災等により、復旧・復興事業の労働者の宿泊施設が近隣で確保できない地域が生じている。

このような地域においては、復旧・復興事業として行う工事に従事する労働者の宿舎を設置せざるを得ないことが想定されるが、その場合の積算方法等については、当面、下記により試行することとしました。

記

- 1 「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」（最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農振第 2532 号）において、労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用は、共通仮設費率に含まれる部分とされているが、以下の工種では、通常労働者宿舎の設置を行わないため、過去の実績に基づいて設定している共通仮設費の率計上分に、設置・撤去に要する費用が実質的に含まれていない。このため、東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県において行う請負工事で建設作業員の確保が困難なため、労働者宿舎の設置が必要な場合には、共通仮設費の積上げ分として労働者宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することとする。

○共通仮設費（率計上分）に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種：
ほ場整備工事、農道工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、海岸工事、コンクリート補修工事、その他土木工事（１）、その他土木工事（２）

- 2 契約関係図書に建設する宿舎の戸数を明示した上で、「建設業付属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」を満たす仕様の労働者宿舎の設置費用を、共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとする。なお、一戸あたりの単価については、複数者の見積りを参考にするなど、適切に設定することとする。
- 3 宿舎を撤去する場合は、撤去費用を共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとする。使用後に施設を引き継ぐ場合には、撤去費用は計上しないこととする。
- 4 宿舎の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等の宿舎の維持・管理に要する費用については、共通仮設費の率計上分及び現場管理費に

含まれる。このため、本通知に基づいて設置された宿舍の維持・管理を行う工事において、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合には、当該通知「2. (3) 設計変更の対象項目」に、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農振第 2531 号）」における下記（1）及び（2）の項目を加えて運用することとする。

（1） 第 5 の 1 の（7）のア「現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕に要する費用」のうち『労務者宿舍の維持・補修に要する費用』

（2） 第 5 の 2 の（1）のシ「租税公課」

5 特別仕様書への記載例は以下のとおりとする。

第〇条 本工事は、当該工事に必要な建設労働者宿舍として、「建設業附属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」を満たす宿舍〇〇戸を、（〇〇県〇〇市〇〇地先（若しくは〇〇市内で発注者が指定する土地）に）設置（・撤去）及び維持・補修することとする。

<引き継ぐ場合>

第〇条 本工事で設置した建設労働者宿舍については、工事完了後、〇〇（引き継ぎ先又は「発注者が指定する者」）へ引き継ぐものとする。